平成２７年（フ）第２１７号
神戸市西区秋葉台３丁目16番地の５
破産者　**眞**野　光隆
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県明石市野々上２丁目６番地の３　山楽荘三号204号、前住所兵庫県明石市野々上３丁目９番地の２　第二藤井荘202号
破産者　福田惠美子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
広島市西区井口２丁目24番45―502号
破産者　植田　千鶴
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２４号
広島市中区羽衣町15番13号　矢野方
破産者　橋本　　渉
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０４号
広島市佐伯区観音台２丁目28番16号
破産者　三浦　孝明
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
香川県東かがわ市三本松160番地
破産者　松本　一**茂**
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４０号
北九州市八幡東区川淵町５番２号
破産者　松田　美緒
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代2343番地２　駅前ハウス302号、前住所宮崎市大字島之内63番地８　フレグランスタウン住吉５番館207号
破産者　荒川　直子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５８号
宮崎市大島町馬場尻1911番地３、前住所宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬413号
破産者　甲斐　**徳**明
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１５号
千葉県匝瑳市春海7030番地２
破産者　品村　浩一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９２８５号
埼玉県三郷市新和５―375―２　さくら三郷ハウス605号、開始決定時の住所東京都墨田区横網２丁目14―13―201
破産者　平岡　　真
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５０１号
東京都渋谷区代々木２丁目５番１号　羽田ビル７階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木２丁目５番１号
破産者　株式会社ロックインターナショナル
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５０２号
神奈川県相模原市南区西大沼１丁目７―24
破産者　岩清水廣行
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１６号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地　１―502
破産者　伊藤　則行
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０２号
東京都杉並区久我山３丁目10番14号
破産者　有限会社キュービット
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０３号
東京都足立区関原２丁目27―８、住民票上の住所東京都新宿区下落合４丁目11―２―201
破産者　豊田　英吾
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８１６号
東京都千代田区外神田１丁目14番１号
破産者　株式会社メディアランド
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８４０号
神奈川県鎌倉市玉縄２丁目８番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区中町４丁目３番15号
破産者　株式会社サント・ノーレ
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部